原発避難者特例法の概要

＜平成23年8月12日公布・施行＞

（※東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律）

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害の影響により多数の住民がその属する市町村の区域外に避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた事態に対処するため、以下の課題に対応する措置を定める。

① 市町村の区域外に避難している住民（避難住民）に対する適切な行政サービスの提供

② 住所を移転した住民と元の地方自治体との関係の維持

1 避難住民に係る事務処理の特例

指定市町村・指定都道府県は、法律又は政令により処理することとされている事務のうち避難住民に関するものであって、自ら処理することが困難である事務について、以下の手続を経て、避難先団体が処理することとすることができることとする。

①市町村の指定（総務大臣の告示）

- 警戒区域等を含む市町村を総務大臣が指定
- あらかじめ都道府県に意見聴取（都道府県は市町村に意見聴取）

【指定市町村】
双葉郡8町村、いわき市、田村市、南相馬市、飯舘村、川俣町 （平成23年9月16日告示）

②指定市町村・都道府県が自ら処理することが困難な事務を総務大臣に届出

③総務大臣による避難先団体が処理する事務の告示

【特例事務】
医療・福祉及び教育関係の10法律219事務
（平成23年11月15日告示）

④避難先団体に避難住民の情報を通知

- 指定市町村の告示後、避難住民が氏名、生年月日、性別、住所、避難場所を指定市町村に届出
（告示日前に届出に相当する行為をした避難住民は届出義務なし）
- 届出のあった避難住民に関する情報を、指定市町村・指定都道府県から避難先団体に通知

⑤避難先団体が事務処理を実施

- 事務処理に要する経費は、原則として、避難先団体が負担
- 国は必要な財政上の措置を講ずる

※ 現行の地方自治法では、他の地方自治体に自らの住民に関する事務を処理してもらうためには、個々に協議して事務の委託をすることが必要。

2 住所移転者に係る措置

(1) 指定市町村・指定都道府県は、住所移転者（指定市町村以外の市町村に転出した者）のうち申出をしたものに対し、
- 指定市町村・指定都道府県に関する情報を提供する。
- 指定市町村の区域への訪問の事業その他指定市町村の住民との交流を促進するための事業の推進に努める。
- その他指定市町村・指定都道府県と申出をした住所移転者との関係の維持に資する施策を講ずるよう努める。

(2) 国は、必要な財政上の措置を講ずるよう努めることとする。

(3) (1)の施策について意見を聴くため、指定市町村は、条例で、住所移転者協議会を置くことができることとする。

3 避難者に対する役務の提供に関する措置（議員修正）

国は、この法律に定めるもののほか、東日本大震災の影響により市町村の区域外に避難することを余儀なくされている住民に対し、地方公共団体が適切に役務を提供することができるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。